

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、紀北町会計事務規則（平成17年10月11日規則第52号）第79条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 3 日

紀北町長 尾 上 壽 一

1 入札に付する工事概要

- (1) 工 事 名 町道二ノ場線道路舗装工事
- (2) 工 事 場 所 北牟婁郡紀北町 上里 地内
- (3) 工 事 概 要 施工延長 L=31.0m
表層(t=5cm) A=171.3m²
- (4) 工 期 65日間
- (5) 予 定 価 格 2,657,600 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 最低制限価格 有

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による「**舗装 工事**」の建設業者であること。
- (2) (1)で指定する業種について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 紀北町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 令和8年度紀北町建設工事発注標準で定める **舗装 工事「 AB 」** ランクの者であること。
- (6) 平成23年度以降に紀北町内において官公庁発注の工事を元請負として単独又はJVの構成員（出資率20%以上）としての施工実績を有するもの。ただし、施工実績が無い場合は、落札した場合に契約金額にかかわらず契約保証金を納めることを条件に入札参加申請を行うことができる。
- (7) 当該工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適正に確保できている者であること。
- (8) 紀北町建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (9) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

3 設計図面並びに仕様書の配布等

設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に供します。

なお、紀北町ホームページからダウンロードしていただけます。

- (1) 閲 覧 期 間 令和 8 年 6 月 3 日（水）午前8時30分から
令和 8 年 6 月 24 日（水）午後5時00分まで
- (2) 閲 覧 場 所 当ホームページに掲載

4 設計図書等に対する質問の方法及び期限

- (1) 提 出 方 法 書面を**持参又はメール**により提出すること。※持参の場合は書面を提出先に提出して下さい。

- (2) 提出期限 令和 8 年 6 月 3 日 (水) から
令和 8 年 6 月 12 日 (金) まで
※持参の場合は午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日、祝日を除きます)
- (3) 提出場所 紀北町役場 財政課 (紀北町東長島769番地1)
メールアドレス : kanzai@town.mie-kihoku.lg.jp

5 質問に関する回答

紀北町ホームページにより、令和 8 年 6 月 16 日 (火) までに回答します。

6 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加申請書(以下「申請書」といいます。)を提出し競争参加資格の確認を受けなければなりません。申請書は提出先に持参又はメールして下さい。

期限までに申請書を提出しない者または競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 8 時 30 分から
令和 8 年 6 月 18 日 (木) 正午 まで
※持参の場合は午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日、祝日を除きます)ただし、最終日は正午までとする。
- (2) 提出場所 紀北町役場 財政課 (紀北町東長島769番地1)
メールアドレス : kanzai@town.mie-kihoku.lg.jp
- (3) 添付書類 ※紀北町ホームページよりダウンロードしてください。
- (4) 競争参加資格申請にかかる注意事項
- ① 競争参加申請書 (様式第1-1号)
 - ① 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - ② 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
 - ③ 提出された添付資料は、返却しません。
 - ④ 申請時に提出された添付資料の差し替え、再提出は認めません。
また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
 - ⑤ 申請書及び提出書類に虚偽の記載をした場合には、紀北町建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行います。

令和 8 年 6 月 22 日 (月) までに、参加資格の有無について通知します。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和 8 年 6 月 23 日 (火) までに書面により理由の説明を求めることができます。

7 入札(開札)日時

- (1) 入札(開札)日時 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分
(2) 入札(開札)場所 紀北町役場本庁2階 201会議室 (紀北町東長島769番地1)

8 入札保証金

入札保証金は免除とする。

9 入札方法

- (1) 入札書の宛名は町長宛とし、1件ごとに作成のうえ、入札者の氏名又は、法人名及び工事名等を表記して、入札者(代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。)自ら投函する。
- (2) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

- ② 代理人が、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の住所、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は1回とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行時に次の書類を持参してください。
 - ① 工事内訳書（入札時に提出）※提出されない場合は、入札に参加できません。
 - ② 本工事に係る競争参加資格確認通知書（写し可）（提示を求める場合があります。）

10 入札の無効

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- ③ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
- ④ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- ⑤ 入札保証金の額が紀北町会計規則第80条第1項に規定する額に満たないとき。
- ⑥ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。（入札参加者確認ができないとき。）
- ⑦ 入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- ⑧ 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- ⑨ その他契約担当者があらかじめ指示した事項（入札条件等）に違反したとき。
- ⑩ 予定価格を超える金額の入札をしたとき。
- ⑪ 入札額と工事費内訳書の金額との間に、あきらかな差異があるとき。
- ⑫ 工事内訳書に一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。
- ⑬ 提出された工事内訳書において、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費のいずれかの記載すべき項目又は金額が欠けているとき。
- ⑭ 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。

11 入札の失格

次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とする。

- ① 最低制限価格を定めた場合に、入札書の金額がその価格を下回る金額で入札をしたとき。
- ② その他適正な入札の執行を妨げたとき。

12 入札の辞退届

競争入札参加資格条件の確認を受けたものは、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

13 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

14 落札者の決定

- (1) 紀北町会計事務規則 8 1 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがあります。
- (2) 落札となる額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札候補者を決定します。
- (3) 落札候補者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。
- (4) 紀北町建設工事等の談合情報対応マニュアル第 1 の 1 の (エ) に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

15 契約関係

- (1) 契約の締結
落札決定後、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。
また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合には、契約を締結しないことがあります。
- (2) 前払い支払条件
契約金額 300 万円以上の場合、前払いの割合は契約金額の 10 分の 4 以内、中間前払いの割合は契約金額の 10 分の 2 以内とします。
- (3) 契約保証金
契約金額 300 万円以上の場合、契約金額の 10 分の 1 以上の額とします。
その他の事項は紀北町会計事務規則に定めるところによる。
- (4) 変更契約
契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。
- (5) 労務費ダンピング調査
予定価格が 500 万円以上の工事は、紀北町労務費ダンピング調査要領第 4 条の労務費ダンピング調査の対象工事となります。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準未満である場合は、落札者に期限を指定して理由書の提出を求める場合があります。なお、予定価格が 500 万円未満の工事は調査対象外です。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 火災保険付加の要否
要
- (8) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

16 その他

本公告の他、関係法令及び紀北町会計事務規則、紀北町条件付一般競争入札実施要綱、建設工事発注標準等により行う。

17 本公告に関する問い合わせ

〒 519-3292

北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

紀北町役場 財政課 管財契約係

電話：0597-46-3112